

仮釈放者に対する電子監視システムによるアフターケアの整備に関する法的問題についての研究

代表研究者 小名木 明 宏 北海道大学大学院法学研究科 教授

1. 研究の目的

1-1 研究の概略

本研究は、仮釈放者に足輪または腕輪を装着させて、発信する信号により彼らを電子的に監視するシステムを整備し、再犯の防止、円滑な社会復帰の促進というアフターケアを充実することに伴う法的な問題について検討するものである。医学において疾病の予防に重点が置かれるのと同様に、刑事学においても昨今では犯罪の予防に重点が置かれるようになってきている。これを犯罪者処遇の局面に照らしてみると、刑務所内における更生教育の充実と出所後のアフターケア体制の充実ということに集約される。前者は受刑者に対する教育という専らソフト面での対応になるが、後者にはさまざまな対応が考えられ、その中でも最近特に有力視されているのが、仮釈放者に発信器をつけた腕輪または足輪を装着させて、電子的に監視しようというものである。この方法により、仮釈放者は遠隔的に監視されることになる。従来の方法では、仮釈放者は保護監察官や保護司と綿密にコンタクトを取ることが要求されているが、電子監視の方法により、物理的な制約が劇的に減少し、仮釈放者に対する保護監察官や保護司の時間的な負担も劇的に減少する。他方で、このような電子監視という方法は仮釈放者の人権を侵害するのではないかという議論もある。本研究は、仮釈放者の社会復帰を促しながら、他方で再犯予防と治安維持のためになされる電子監視という方法のプラス面とマイナス面を検討しながら、その導入の可能性を探るものであり、今後の刑事政策のあり方と地域での安全で安心できる生活に貢献することを目指すものである。

論者は従来から犯罪の予防を専門として研究しており、これまでも、ジェンダーと犯罪、ストーカーやドメスティックバイオレンスなどに対応した予防法制の研究を手がけてきた。そのような中で、とくに性犯罪と再犯の問題について着目し、性犯罪者が社会復帰を円滑に進め、且つ、再犯を予防するという2つの観点を実現するために、電子監視という方法に着目するに至った。

本研究は2009年4月に着手し、2年にわたり、文献調査、聞き取り調査、実地調査を実施したものである。当初は1年計画であったが、さらに1年延長して研究を継続したものである。したがって、以下の報告書は、昨年度の研究成果報告を踏まえての全体の研究報告書となっている。

1-2 研究の背景

本研究テーマである仮釈放者に対するアフターケアとしての電子監視システムは、わが国ではここ数年がピークになってきたものの、まだまだ新しい領域である。わが国においては電子監視について外国の状況を紹介しながら、わが国への導入の可能性を検討する論文が見られるようになってきた。最近では、川出敏裕「電子監視」ジュリスト1358号(2008年)116頁があるが、特に積極論や消極論を主張するものではなく、その意味で慎重論ととれる。実務的には、法務省では将来的な導入を視野に入れながら検討しているという段階である。というのも、まだ機が熟さないうちからこの制度を積極的に取り上げることは、カウンターパートからの激しい反対を巻き起こすことが必至だからである。他方で、海外に目を向けると、すでに多くの国々において、電子監視という手法が導入されており、一定の評価を受けている。電子監視を最初に導入したのはアメリカで、現在では、連邦及び各州レベルにおいて実施されている。フランスでは試験運用を経て、本年から正式に運用されている。スイスでは複数のカントン(州)で導入されており、また2011年から施行の全国統一刑罰法典で電子監視が導入されている。その他のヨーロッパの国では、オランダ、スウェーデン、イギリスも導入している。また、韓国ではここ数年来のセンセーショナルな性犯罪事件が契機となって2008年から電子監視が実施されている。これに対してドイツでは、議論が続いており、反対も多い。2000年よりヘッセン州で試験的に導入されているが、全国レベルではいまだ導入には至っていない。オーストリアでは過去に電子監視を試行的・実験的に実施し、その評価も高かったので、201

0年秋から導入しているが、実際の運用に対する評価が出るのは先のことになる。このように先進各国の導入事情には違いがあるものの、いずれに国々においても、運用状況はなお試行錯誤を伴っているというのが現状であり、今後も幾多の運用の変容が予想されている。

これまで論者は「ジェンダーとわいせつ罪」（山中進編『女と男の共同論』（熊本大学地域連携フォーラム叢書）P.136-160平成15年（2003年）3月）においてジェンダーと犯罪を検討し、とくに女性が絡んだ犯罪の問題点を検討した。また、平成18年（2006年）11月には、明治学院大学で開催された警察政策学会犯罪予防法制研究部会において「ドイツ刑事司法にみる社会的連帯と犯罪予防」という研究報告を行い、ドイツにおけるストーカー予防の現状、犯罪者に対する釈放後の社会の受け入れ態勢と再犯防止について検討した。また、「ドイツ刑事司法にみる最近の犯罪予防法制」（渥美東洋編『犯罪予防の法理』（成文堂）P.275-290平成20年（2008年）12月）では、ドイツにおいて最近成立したストーカー罪の問題点、危険な犯罪者を刑期満了後も施設に監置する保安監置処分の現状を検討し、犯罪の予防と再発防止に向けた新しい法制度を検討した。また、2010年6月6日の東北大学での日本刑法学会第88回大会において「女性と児童の犯罪被害と対策」と題するワークショップを主催し、オーガナイザー兼報告者として被害者保護に関する問題点を報告している。要約すれば、論者の視点は、被害者保護と犯罪予防に向けられている。このような背景の下、本研究は、論者の従来の研究の成果を踏まえながら、再犯防止に直接役立ち、仮釈放者を物理的に制約せずに社会復帰を促す手法を電子監視に見出し、この法的な問題を検討しようとするものである。

1-3 研究の目指すところ

これまでの議論を整理してみると、電子監視の問題は2つの適用事例に分類される。まず第1には、本研究で取り上げる仮釈放者の社会復帰と再犯防止というアフターケアの一環として電子監視を利用する場合、第2には、刑期満了後、あるいは保護観察終了後にも、犯人の有する高度の危険性のゆえに、電子監視を利用するという専ら予防的な観点の場合である。この第2の問題は、論者にとっては今後の課題として第2のステップの問題となっている。

他方、論者の視点は、これまでの研究成果からも明らかのように、犯罪の予防に重点を置いたものであり、わが国における慎重論とは若干姿勢を異にする。その意味で論者の本研究には従来のわが国での研究にはない犯罪予防のための電子監視システムに対して期待が込められている。

2. 調査の概略

2-1 資料調査

2009年4月より研究に着手し、まず文献を入手し、現在までの議論の状況を調査した。日本語文献はそれほど多くなく、外国の状況を紹介したものが存在するのみで、電子監視システムの導入の是非を論じたものは極めて少ない。他方、外国の状況については、わが国においては、英語圏の分析が中心で、刑事法の母法であるドイツの議論について分析したものは、皆無である。他方、法務省法制審議会では一時期、諸外国における電子監視システムの実施状況について関心が払われ、各国の状況について研究者からの報告を議題とした会議が開かれており、これらの議事録も入手した。

2-2 国内調査

(1) 法務省と警察庁での聞き取り調査

2009年7月に法務省で専門担当官から意見を聞くことができた。他方、警察庁については、資料等を含む書面による情報の提供を受けた。

(2) 保護観察所での聞き取り調査

2009年7月に保護観察所で聞き取り調査を行った。諸外国における電子監視システムについて調査・研究実績のある専門担当官から貴重な意見を聞く機会があった。

(3) 島根あさひ社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センターへの視察調査

1月に島根あさひ社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センターを訪れ、タグによる収容者に対する電子監視の実施状況について視察した。両施設は、いわゆるPFI方式、すなわち官民共同の矯正施設で、収容者、すなわち受刑者に多大な自由を保障しながら社会復帰を促進する先進的な施設である。

(4) 国内の専門家への調査

2009年6月に琉球大学の矢野准教授に聞き取り調査を行った。矢野准教授は刑事政策が専門で、とくに北欧の刑事政策を主たる研究対象としている。矢野准教授には、北欧における電子監視システムの実施状

況を中心に聞き取り調査を行い、さらに研究全般に対する貴重なアドバイスもいただいた。

また、2011年2月には国学院大学の齋藤弁護士に聞き取り調査を行った。齋藤弁護士は刑事政策が専門で、とくにフィンランドの刑事政策を主たる研究対象としている。齋藤弁護士には、フィンランドにおける電子監視システムの実施状況を中心に聞き取り調査を行い、さらに研究全般に対する貴重なアドバイスもいただいた。

2-3 外国調査

(1) ドイツでの実地調査

2009年7月下旬よりドイツ連邦共和国ゲッティンゲン大学に研究滞在することになり、これを機に電子監視システムの問題についても調査した。ゲッティンゲン大学法学部ドゥトゥグ教授には最近のドイツでの議論の状況を伺い、資料を収集、分析した。他方、ドイツにおいて試験的に電子監視システムを実施しているヘッセン州の状況を調査した。

(2) 韓国での実地調査

2009年11月に韓国を訪問し、高麗大学河教授、清州大学趙教授、ソウル市検察庁、韓国法務部位置追跡中央官制所を訪問し、聞き取り調査と実地調査を行った。韓国は2008年9月より電子監視システムを全国的に導入した実績があり、これらの実施状況と問題点を調査することができた。

(3) オーストリアでの実地調査

2010年7月にオーストリア共和国ウィーン大学刑事法研究室を訪問し、電子監視システムの問題について調査した。ウィーン大学法学部ブルックミュラー助手には最近の議論の状況を伺い、資料を収集、分析した。他方で、ブルックミュラー助手の紹介で、ウィーンにある犯罪被害者支援団体Neustartというソーシャルワークを担当する組織を訪問し、同国における電子監視の実施状況について所長にインタビュー調査した。

(4) スイスでの実地調査

2010年7月にスイス連邦ベルン大学のウェーバー助教授を訪問し、同国における電子監視の実施状況についてインタビュー調査した。ウェーバー教授は電子監視についての論文で博士号を取得しており、スイスにおけるこの問題についての第1人者で、電子監視をテーマとした博士論文を公刊している。

3. 成果の概略

3-1 はじめに

(1) 用語の相違

電子監視という用語は、刑法学の領域では普及し始めてきている用語である。英語では Ankle monitor、ドイツ語では elektronische Fufessel と表現される。いわば電子の足輪とでもいえようか。西遊記の孫悟空の頭の輪（禁箍（きんこ）というらしい）のように悪行を懲らしめるかの様なイメージももたれうる。

ところで、1999年に「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」が成立したことは記憶に新しい。一般には通信傍受法と略すれば足りると思われるが、この法案に反対する立場からは、議論に際して「盗聴法」という用語が用いられた。法律には「盗聴」という用語が用いられていないにもかかわらず、「通信傍受」が「盗聴」にすり替えられ、ネガティブなイメージを前面に出すという反対キャンペーンに利用された経緯があったことは記憶にとどめておく必要がある。

このことを本研究課題との関係であてはめてみると、電子監視という用語の持つイメージに着目しなければならない。すなわち、「監視」という用語の持つ語感である。「監視＝監視社会＝民主主義の否定」という図式は、反対論のスローガンとして安易に用いられる可能性があるからである。むしろ用語としては、「監視」よりも「管理、監督、コントロール、チェック」の方が語感的に響きがよく、これに「システム」をつけて「電子管理システム」、「電子コントロールシステム」、「電子チェックシステム」とした方が誤解を招かない概念のように思われる。とくに、後述するように、このシステムの実施方法にはさまざまな形態があり、「監視」というよりは「出席確認」に近い運用方法も存在する。小学校や中学校の授業の開始時に、先生が生徒の名前を呼び、出欠確認を取ることを「監視」と表現するだろうか。ただ、学会においては電子監視という用語が一般化していることは事実である。この術語を用いるに際しては歪曲された用法に至らないように注意する必要がある。

(2) 手法の相違

電子監視という用語を用いるにしても、その管理システムの実施方法の相違に注意しなければならない。

一般に電子監視という用語の持つイメージからは、GPS による24時間の監視体制が容易に想像される。サイエンスフィクションやアクションドラマで発信器を装着されたターゲットがスクリーンやモニターに映し出された地図上に光のプロットとして縦横に移動していくシーンがあるが、これこそが電子監視であると考えられる。これをアクティブ・コントロールといい、積極的に監視する方法である。他方、単なるチェックシステムとして電子機器を用いる場合も電子監視のカテゴリーに含まれる。たとえば、会社における勤務状況管理システムとして、出勤時にプラスチック・カードのチップ等に記録された電子情報をチェッカーやリーダーに認識させ、従来の機械式タイムレコーダーに変わるチェックシステムを構築している場合もこの例として挙げられる。要は、出勤時と退勤時に台帳に時間を記入する作業を、機械で行うか、電子機器で行うかという程度の違いである。学校の先生が授業開始時に出席確認を行うのはアナログでなされるが、これを電子機器で行うのも同様である。この場合には、何時に出勤したか、何時に退出したかが問題となるのであって、それ以外の時間に対象者が会社のどこにいるのかはわからないし、また、コントロールの対象にはならない。学校の授業においても、授業開始時と授業終了時に生徒がいたかどうかをチェックするだけであって、例えば教室から抜け出すことがないように監視することを想定しているものではない。これをパッシブ・コントロールと呼ぶ。

アクティブ・コントロールでは24時間体制の追跡監視が売りになる。これにより対象者の行動が逐一コントロール下にあり、十分な監視ないしは支援体制が期待できる。ゆえに、直接的に犯罪防止に役立つものでもある。技術的な問題点としては、GPS のみならず、ビーコンやセルラーネットワークを併用する必要がある。これによりはじめて地下街等GPSの届かない場所においても追跡が可能となる。また、対象者が常時監視下にあるので、個人のプライバシーの問題とどう両立させるかが課題となる。さらにこれを実施するには設備投資とランニングコストが必要で、財政的な問題も存在する。

これに対してパッシブ・コントロールは必要最低限のチェックを電子機器により行うものである。この方法は、例えば従来は保護司が電話で対象者に連絡を取り、どのような状態かを確認することに代わり、指定時間に指定場所にいるかどうかの居場所確認を電子的に行うものである。従って、このシステムにおいては各行為者が自己責任において犯罪防止に努めなければならない。つまり、対象者は24時間体制で監視されているのではなく、必要最低限のチェックしか行われていないのだから、自らが犯罪防止に取り組む姿勢がなければ、犯罪予防にはほとんど役立たないのである。むしろ、この制度は対象者の自覚を促し、チェックされているという心理的な効果を期待するものであり、対象者の教育という全体の枠組みの中でのひとつのプログラムを構成するものにすぎない。極端な表現をすれば、対象者が犯罪を実行するという一連のアクションをその場で抑止する物理的な効果はほとんど期待できないのである。電子データを確認すると、その時、対象者はどこにいたとか、どこにいなかったという事実が確認されるにとどまるのである。このようにパッシブ・コントロールの場合は事後的チェックが中心になる。

3-2 韓国の状況

(1) はじめに

2009年1月にソウルにある韓国法務部位置追跡中央官制所を視察した。以下の報告はその時に入手した資料とインタビューをまとめたものである。

まず、韓国での電子監視をめぐる議論においては、2つの点が指摘された。ひとつは、この問題を考える時には、刑事司法全体の中で考えるということ、もうひとつは、条件をつけない電子監視は無意味であるということである。この2つの視点は、電子監視だけを取り上げてこの可否を問うても有意義な議論はされないということの意味する。逆に、対象者に電子監視を実施すれば、それだけで十分だということにはならないという意味でもある。電子監視にどのような役割を果たさせるのかということ十分に意識してこれを運用しなければならないのである。

(2) 経緯

韓国ではこの電子監視について15年ほどかけて議論してきた経緯がある。そしてパイロットプロジェクトを経て、2008年9月から正式に制度として確立した。当初は性犯罪だけを対象としていたが、2009年4月に法改正がなされ、現在では、誘拐罪にも適用が可能となっている。

すでに1年以上の運用実績が存在するが、その間の経験を踏まえて、すでに今後の方針が議論されている。まず、電子監視そのものだけを実施するのではなく、あくまでも条件を付ける方向で検討されている。すなわち、一定地域への立ち入り禁止（たとえば学校近辺）などである。このような条件を付さない電子監視は無意味であり、今後は必ず条件を付けるようになるようである。次に対象犯罪の拡大が検討されている。すでに述べたように、対象犯罪は性犯罪から誘拐罪まで拡大されたが、これをさらに拡大しようというのであ

る（本稿作成時にはすでに殺人罪等にまで拡大された）。

さて、電子監視の歴史はすでに1980年代にまで遡るが、その間にその技術も変容を遂げてきた。第1世代と呼ばれるものは音響探査を中心とするものであり、第2世代と呼ばれるものはGPSを中心としたものである。韓国では第1世代を導入することなく、第2世代と呼ばれるものを導入したのである。

現在、韓国で利用されている追跡システムには4種類が存在する。屋外での位置情報を追跡するGPSを利用したもの、地下での位置情報を追跡するビーコン、非都市部の屋内での位置情報を追跡するP-Cell、都市部の屋内での位置情報を追跡するCellである。これらを併用することによって、屋外、屋内、地下を問わず、対象者の位置を特定することができるのである。

このような追跡システムは韓国の電子監視に対するスタンスとも関連する。すでに述べたように、電子監視の手法にはアクティブ・コントロールとパッシブ・コントロールが存在するが、韓国はアクティブ・コントロールを選択している。先の追跡システムはこのアクティブ・コントロールを可能にするものである。

ところでこのコストを誰が負担するかということも問題となる。その場合、2つの選択肢が存在する。すなわち、自己負担と国家負担である。自己負担の根拠は、社会内で生活している限り、稼げるのだから相応の負担をすべきであるというものであり、国家負担の根拠は刑事的処遇のひとつなのだから、国家が負担することは当然だというものである。ただ、国家負担とした場合、膨大な財政負担がのしかかることになることは避けられない。それにもかかわらず韓国は国家負担を選択している。

（3）現状と問題

2009年11月下旬の視察日現在、電子監視の対象者は126名である。この対象者が、ソウルにある位置追跡中央官制所の大きなコントロールパネルにプロットで示される。その際には、先に挙げた、GPS、ビーコン、セルラーネットワークの違いによって、G、B、P、Cで示されている。

韓国で問題となった事例としては、次のようなものがあげられる。強姦事件で懲役6年の判決を受け、刑期満了前の5年9ヶ月で出所してきた対象者がいた。そしてこの対象者に、電子監視を付けたのであるが、条件を付けていなかったため、また強姦事件を起こしてしまったというものである。この事件を契機に、電子監視を実施するというだけでなく、条件を絶対に付けるように法改正される見込みとなっている。

3-3 ドイツの状況

（1）はじめに

2010年3月にヘッセン州ヒュンフェルトにある電子監視プロジェクトセンターを視察した。ここはいわば管制センターのようなものである。現在、ドイツではヘッセン州においてのみ、プロジェクトとしての電子監視の試験運用がなされているのみである。以下の報告はその時に入手した資料とインタビューをまとめたものである。

（2）経緯

ヘッセン州においては、2000年5月にドイツで唯一の州として電子監視の試験運用が開始された。最初はフランクフルト地裁管区で、順次、拡大されていった2007年11月に州全土で実施されるに至っている。プロジェクトという形式を取っているため、一般にはヘッセンモデルと呼ばれている。

このヘッセンモデルでは電子監視は3つの形態で実施されている。まず、保護観察のための刑の執行停止の際の指示として、次に、行状観察の際の指示として、最後に、勾留の執行停止の措置としてである。要は保護観察の一環として行われる場合と保釈金の代わりに電子監視が実施される場合があることになる。これを実施する根拠条文はドイツ刑法56条以下、68条以下、ドイツ刑訴法116条によるもので、裁判所の命令と対象者の同意が必要とされている。

このようにヘッセンモデルでは、2つの主たる適用領域が存在するが、保護観察に電子監視が付される場合は、自由刑が執行されかねないケースでの「最後のチャンス」として電子監視が用いられるのであり（70%）、これに対して保釈金の代わりに電子監視が付される場合は、勾留命令を執行しないための監視措置として電子監視が用いられるのである（30%）。そしてこの電子監視は、これまでの行動に関して自己責任と自律に欠ける犯罪者に最適であるとされている。つまり、自分ではコントロールできないことを他律的にコントロールしてもらうための道具なのである。

（3）現状と問題

ヘッセンモデルでの電子監視プログラムの本質は、個々の保護観察対象者のデイプランを電子監視によって検証するという点にある。器具は腕時計ほどの大きさの発信器で、これを足に取り付ける。信号の流れを図式化すると、

発信器 ⇒ 各自の家のデータボックス ⇒ 電話回線 ⇒ HZDのコンピューター

という流れになる。そして信号を受け取ったコンピューターが「要在宅」「要外出」という基準に従ってデータを処理する。対象者がいつ在宅で、いつ外出かは裁判所が作成したウィークプランから明らかであり、対象者の発信する信号がこのプランに合致しているかどうかをチェックするのである。このコントロールは24時間体制でなされており、トラブルが発生した場合は、コンピューターがプロジェクトのメンバーにSMSを発信し、プロジェクトのメンバーが対象者とコンタクトを取るようになる。他方、ヘッセンモデルでは屋外での電子監視、つまりGPSを利用した電子監視は行われておらず、外出後は、対象者がどこにいるのかはわからない。これは定時に出勤し、定時に帰宅するという規則正しい生活を身に付けるという教育の一環だからである。これまでのところ、技術による監視と保護観察担当者のケアの連携が対象者の行状にポジティブに作用していることが示されている。対象者にはデイプランに従って、決まった日程をこなすことが課せられる。そしてこれは電子監視により直ちにチェックされ、違反があった場合にはプロジェクトのメンバーが直ちにフォローできるのである。

すでに述べたとおり、2007年からはヘッセン州全体で電子監視が行われており、すべての地裁管区(フランクフルト(2000年5月)、ダルムシュタット(2003年1月)、ヴィースバーデン(2003年4月)、フルダ(2005年7月)、ハーナウ(2005年11月)、リンブルク(2006年2月)、ギーセン(2006年6月)、マールブルク(2007年11月)、カッセル(2007年11月))に及んでいる。

電子監視は、2009年12月31日までに685名の対象者に対して実施された。内訳は、保護観察が482名、勾留停止が203名である。また、2010年2月1日現在67名の対象者に対して電子監視がなされている。内訳は、保護観察が46名、勾留停止が21名である。他方、コストの問題については、電子監視の1日あたりの費用が2009年では1日あたり33,32ユーロ(前年は36,34ユーロ)であるのに対し、施設収容では一日96ユーロほどかかるので、電子監視の方がかなり安いことになる。また、保護観察取り消し後の収容は、電子監視の執行日数に比して2倍の収容日数になるので、財政的効果はさらに高いものになる。

ヘッセンのモデルプロジェクトでは2つのことが強調されている。まず第1に、このモデルプロジェクトのために法改正が行われていないことであり、そして第2に、ヘッセンモデルの電子監視は保安措置ではなく、教育的手段であるということである。特に現場のスタッフからは効果が上がっているというポジティブな評価を自負している。また、教育的手段だということ裏付けるように、6ヶ月の電子監視の期間経過後も自発的な要望があることが指摘された。他方、GPSを用いたアクティブ・コントロールではないため、空港で装置が切られ、そのまま逃げられたというケースも存在する。

なお、今後はGPSを活用する予定があり、運用形態に変更を生ずる可能性も存在する。さらに、ドイツ南部のバーデン・ビュルテンベルク州では、近く電子監視を用いた在宅拘禁を実施予定であり、これについても検討する必要があるだろう。また、2008年1月1日より少年刑務所の釈放準備の一環として電子監視の指示が出せるようになったが、これについてはまだ実施から日数が経っていないこともあり、今後の検証が必要となるだろう。

また、2009年12月17日のヨーロッパ人権裁判所の判決により、ドイツ刑法67d条の事後的保安監置がヨーロッパ人権条約7条の遡及禁止にあたることとされたので、ドイツ政府は新たな立法を模索していたが、2010年6月23日に事後的保安監置を断念し、新たに電子監視による行状監督を柱とすると発表した。その意味で、本研究の重要性が増したものと思われる。

3-4 オーストリアの状況

(1) はじめに

2010年7月にウィーンにあるNeustartを訪問し、所長にインタビュー調査を行った。Neustartは、オーストリアのソーシャルワーク(Sozialarbeit)を担当する組織で、特に90年代以降は「加害者・被害者和解制度(TOA)」を中心に活動しているもので、歴史的には、1957年に設立されたものである。

(2) 経緯

元々、オーストリアには保護観察制度が存在しなかった。これは戦後の混乱を理由としていた。その代わりに、Erziehungsanstaltという教育施設があったが、待遇等をめぐり、暴動も起こり、これが正しいものであるかを検証するにいたり、1970年代にはすべて廃止させるに至った。Neustartが設立された背景にはこのような事情があり、保護観察を支援するという課題が課せられているのである。

ところで、2009年現在の保護観察対象者は13624名で、おそらくこれがほぼ一生続くことになる。このことは莫大なコストが必要とされるのであって、負担となることは明らかである。

電子監視制度を導入する背景には、過剰収容の解決という問題とシステム導入に伴う経済的な権益、具体

的にはアメリカ大会社の G4S の権益という 2 つの問題が存在している。とくに後者は莫大な権益と絡むため、政治的な問題ともなりうる。

ところで、オーストリアではすでに 2 期にわたって、電子監視を実験的に試みてきた。

第 1 期は、条件付き仮釈放者を対象としたもので、出所前に裁判官が条件を付けることで、電子監視を実施した。これは 2006 年 1 月から 2007 年 9 月まで試行されたものである。実施方法は GPS を利用したものであった。これにより確かに再犯は少なかったが、GPS を用いるということが技術的にうまくいかないという問題を明らかにした。

第 2 期は、2008 年 1 月 15 日から 2008 年 10 月 15 日まで試行されたもので、在宅拘禁に利用された。これは裁判官でなく、施設長（刑務所の所長）の判断によるものであった。その際のウィークプランは、ソーシャルワーカーと施設長の協議によるもので、対象者は、これに従って、監視された。この試行にあたって 15 セットの機材がリースされ、1 日あたり 50 ユーロの費用がかかった。これに対して保護観察にかかる費用は、1 日 10～18 ユーロである。期間は 6 か月以内で、平均して 4 か月程度実施された。なお、保護観察自体は最低 2 年継続された。この 2 期目の試行は成功をおさめ、高く評価された。

（3）現状と問題

2010 年 7 月中旬に新たな法案が成立し、電子監視が法制度として実施されることとなった。9 月 1 日に施行（多分 11 月 1 日施行になるだろうとコメントをもらった）されることになる。そこでは、①未決勾留、②12 月までの短期自由刑の代替執行、③12 月までの条件付き仮釈放（釈放の 12 月前）が対象とされ、これは少年にも適用されることとなる。

他方、費用の問題に関しては、対象者は場合によっては 1 か月 100 ユーロを自己負担することになり、場合によっては個々の経済状態により最低でも 22 ユーロを自己負担することになる。今後の予測としては、2010 年秋以降、500 から 1000 名の対象者が電子監視の対象となるものと思われる。

3-5 スイスの状況

（1）はじめに

2010 年 7 月にスイス連邦ベルン大学のウェーバー助教授を訪問し、同国における電子監視の実施状況についてインタビュー調査した。

（2）経緯

スイスでは行刑は各カントンの権限に属し、現在、26 カントン中、7 のカントンで電子監視を導入している。刑訴法も現在は各カントンにしか存在しないが、2011 年には統一刑訴法が施行され、その中で電子監視が規定されることになっている。

電子監視については、行刑法による対応と刑訴法による対応に分けられる。行刑法での対応は、1999 年に始まり、自由刑に関するそれぞれの法律が規定している。たとえば、バーゼル＝ラント準州がこの例である。他方、刑訴法での対応は、勾留の代替措置であって、これは現在、バーゼル＝ラント準州だけ（カントン刑訴法 79 条 3 項）が規定している。そしてこれが 2011 年 1 月に全国で実施される（統一刑訴法 237 条）こととなっている。予防法制との関係では、①警察法での議論（ストーカー対策や被害者保護）、②フーリガン対策（スタジアムに近づけない）が議論されているが、結論は出ていない。おそらくその方向で決着するものと思われるとコメントをもらった。

（3）現状と問題

さて電子監視の実施方法であるが、①自由刑の代替措置、②残りの刑期の代替、③勾留の執行停止があり、したがって本人の同意は存在する。逆に、会社の上司は、対象者が電子監視されていることは知らない。スイスのこの手法は、アクティブコントロールであり、そこにいることをコントロールしている。数値に関して言えば、7 カントン（200 万人の人口）で年間 600 名の対象者がいる。これらを施設に収容した場合のコストは 1 日あたり 200～600 フランであるが、電子監視のコストは 1 日 60 ユーロである。自己負担額は 1 日 20 フランだが、経済事情により、軽減される。

対象者のウィークプランについてはバーゼル＝ラント準州はスペシャルチームがあるが、その他は保護司により定められる。通常、1 か月に 1 回の打ち合わせが行われる。少年に関しては少年局が対応している。

14～18 歳が対象となる。

この電子監視で予防的効果を狙った運用が可能かは問題となるとされる。可能性としては、不登校、怠学対策や不良少年団対策に効果をもたらすのではないかと考えられる。

3-6 まとめ

電子監視に関して、韓国、ドイツ、オーストリア、スイスの実施例を検討したが、これを将来わが国に導入するかどうかの議論を行うにあたっては、いくつかの問題点があるように思われる。

(1) 呼称の問題

すでに言及したように、電子監視という用語の持つネガティブなイメージを払拭しなければ、価値中立的な議論はなされないように思われる。これは電子監視の実施方法にもよるのであるが、必ずしも「監視」がなされるわけではないからである。その意味で、「管理」、「コントロール」、「チェック」など適切な用語を選択する必要があるものと思われる。

(2) 方式の問題

これは、アクティブ・コントロールを行うのか、パッシブ・コントロールを行うのかということと密接に関連するが、総じていえば、GPS を利用するのか、あるいはドイツのような単なるチェックシステムで足りると考えるかである。GPS を利用した小型の通信機器が普及した現状を考えれば、これを排除する根拠はないが、フィロソフィーとして、国家が何の目的でどこまで個人に介入するのかを考え直す必要があるだろう。そのためには、保安措置なのか、教育的手段なのかという点を明確にする必要があるように思われる。

(3) コストの問題

韓国でもドイツでも電子監視装置の自己負担ということは考えていない、他方、オーストリアとスイスでは、対象者の自己負担が実施ないしは予定されている。現在のように国家財政が逼迫している現状と施設内での限られた収入と施設外での比較的高い収入を考慮に入れば、自己負担という選択肢も十分に考慮に値するように思われる。ましてや、施設に収容されることのない大いなるメリットを考慮すれば、自己負担としても、本人の意思に反するものではないのかもしれない。

(4) 法改正の問題

電子監視を導入するにあたって法改正が必要なかどうかは、見極めておく必要がある。更正保護法 5 1 条の特別遵守事項での対応が可能なのかどうか、あるいは新たな立法が必要なのかは微妙な問題である。

3-7 今後の課題

2 1 年度の調査ではドイツと韓国が調査の対象となり、2 2 年度の調査ではオーストリアとスイスが調査の対象となった。しかし、本研究調査後、韓国は対象犯罪を大幅に拡大し、ドイツでは新たに別の州がこれを実施するようになり、オーストリア、スイスでは全国規模で実施されるようになった。本報告では残念ながらこれらはまだフォローされておらず、今後の研究課題として残されてしまった。

【参考文献】

韓国に関するもの

太田達也 「性犯罪者の釈放と電子監視—韓国における電子監視制度の分析を中心として」法学研究 第 82 巻第 1 号(2009年) 211 頁
同 「韓国の性犯罪者電子監視法(翻訳)」法学研究 第 82 巻 4 号(2009年) 103 頁

ドイツに関するもの

Fünfsinn, Helmut, Die elektronische Fußfessel in Hessen – Sicherheitsmaßnahme oder pädagogisches Hilfsmittel? in: Müller, Sander, Válková (hrsg.), Festschrift für Ulrich Eisenberg zum 70. Geburtstag, 2009, S. 691.

スイスに関するもの

Weber, Jonas Peter, Die elektronisch Überwachte Hausarrest und seine versuchsweise Einführung in der Schweiz, 2004.

その他

川出敏裕 「電子監視」ジュリスト1358号(2008年)116頁

横地環 「英国及びスウェーデン王国における電子監視制度」更生保護と犯罪予防151号(2009年)90頁

甘利航司 「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』(2007年)268頁

同 「電子監視と保護観察の在り方」龍谷法学第43巻第1号(2010年6月)129頁